

第3章 循環型社会の推進

第1節 3R^{*1}の促進1 一般廃棄物^{*2}の3R促進

(1) 一般廃棄物の状況【循環社会推進課】

①ごみの排出量

県内のごみ総排出量は、平成30年度において26万t、1人1日当たりでは903gであり、前年度と比較すると、総排出量は2,468t（0.95%）増加しており、1人1日当たり排出量は14g増加してい

ます。

平成30年度においては、生活系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）が2,288t増加し、事業系ごみ（事業所から排出される一般廃棄物）も180t増加しました。

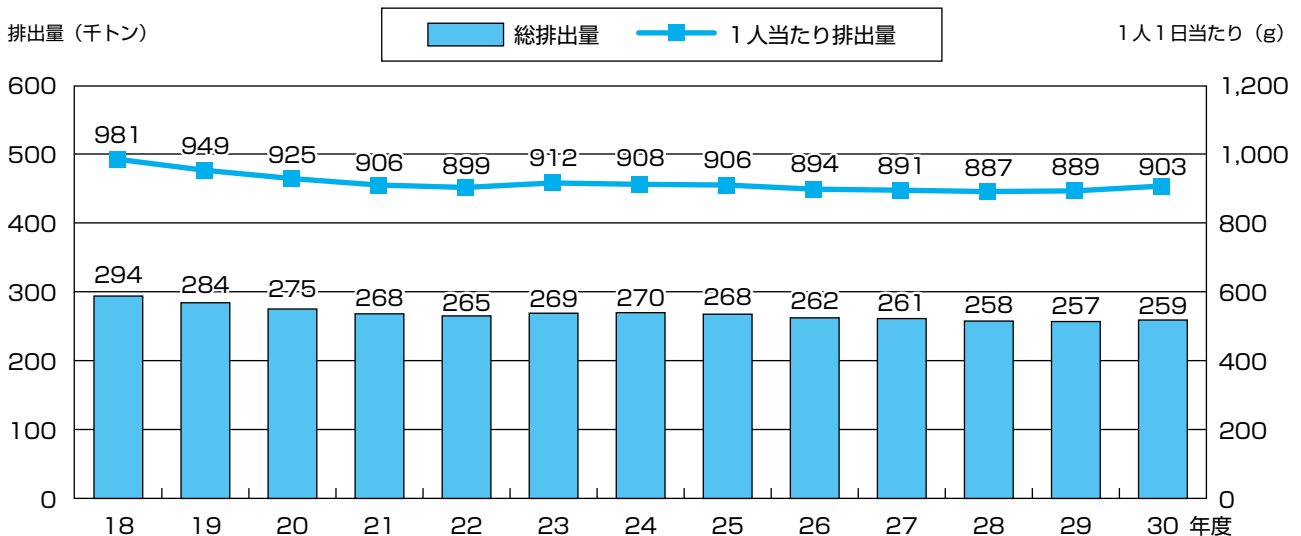


図3-1-1 ごみ総排出量と県民1人1日当たり排出量の推移

②ごみの処理状況

市町（一部事務組合を含む。）では、通常、収集されたごみを、資源化、焼却、破碎等の中間処理^{*3}をした上で、その残さなどを埋立処分しています。

平成30年度に市町が収集し、処理されたごみ26万tのうち、資源化された「資源化量」は2万5千t、焼却等で減量化された「減量化量」は20万4千t、埋め立てられた「最終処分量」は2万9千tでした。

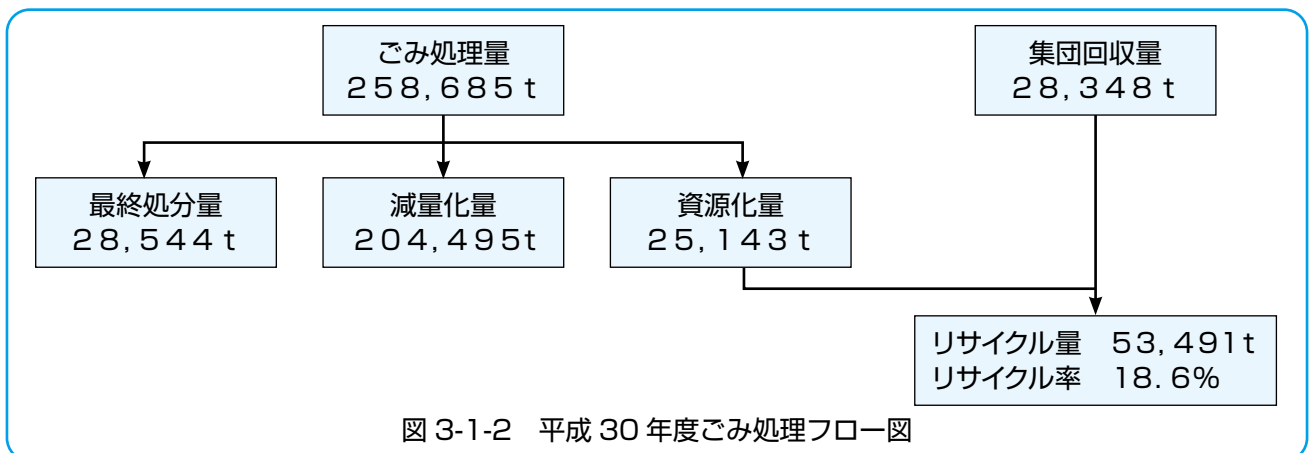


図3-1-2 平成30年度ごみ処理フロー図

*¹3R（スリーアール）：廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再利用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）の頭文字をとった言葉です。資源の消費を抑制し、環境への負荷を軽減する循環型社会を構築する手段です。

*²一般廃棄物：廃棄物処理法において、産業廃棄物以外のものと定義されており、具体的には、ごみ（生活系ごみと事業系ごみに区分）やし尿などを指します。

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他について廃棄物処理法で定められています。

*³中間処理：埋立て等の最終処分に対して、焼却や破碎等を中間処理といいます。

◆第2部 分野別施策の実施状況

③リサイクルの状況

平成30年度に市町において資源ごみの分別収集や中間処理により資源化された量は、2万5千tとなっています。

また、住民団体等によって資源として集団回収された量は2万8千tとなっています。

市町における資源化と集団回収を併せた5万3千tがリサイクルにまわされ、リサイクル率は18.6%となっています（平成29年度：17.2%）。

近年リサイクル率は上昇傾向ですが、全国と比べ低い結果となっており、今後、県民のさらなるリサイクルに対する取組みが必要となっています。

表 3-1-3 リサイクル量の推移

（単位：千t）

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
資 源 化 量	36	34	33	33	33	33	32	31	29	28	26	25	25
集 団 回 収 量	25	24	23	21	21	21	20	18	18	17	23	26	28
リ サ イ ク ル 量	61	58	56	54	54	54	52	49	47	45	49	51	53

リサイクル率（%）

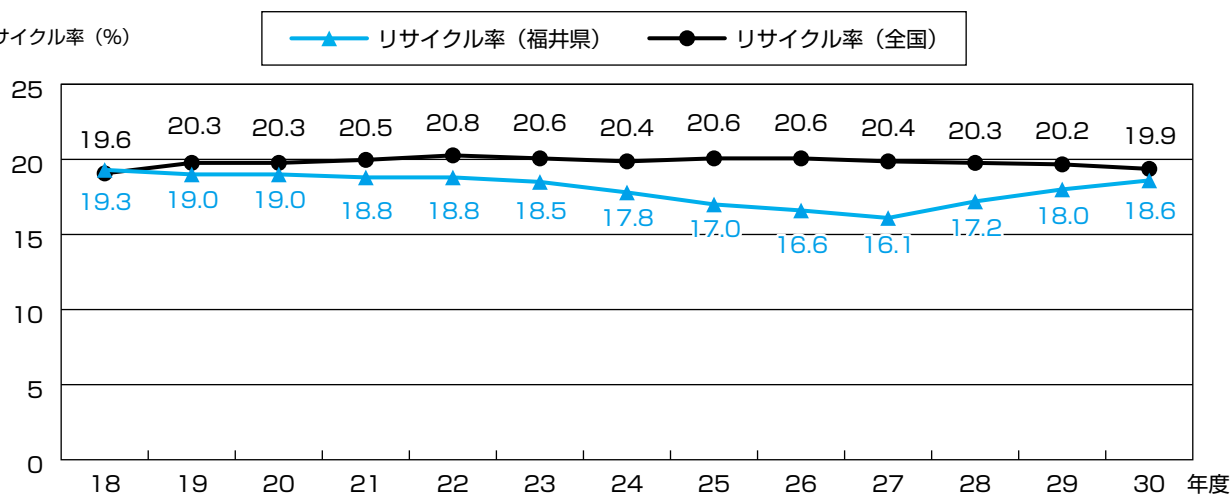


図 3-1-4 リサイクル率^(注)の推移

（注）リサイクル率＝リサイクル量÷（ごみ処理量＋集団回収量）

④廃棄物処理施設の状況

市町では、収集された一般廃棄物を処理するため、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分地施設等の廃棄物処理施設を設置しています。

令和2年3月現在、ごみ焼却施設は10施設設置

されており、処理能力は1,143 t / 日となっています。また、一般廃棄物最終処分場は10施設設置されており、残余容量等を考慮しながら計画的に新しい施設の整備が進められています。

(2) ごみ減量化・リサイクルへの取組み

【循環社会推進課】

①行動指針および推進体制

県では、「福井県廃棄物処理計画」、またこの計画の上位計画となる「福井県環境基本計画」に基づき、「おいしいふくい食べきり運動」や「ものを大切に社会づくり推進事業」などによる廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理等を推進しています。平成28年3月に策定した、現行の廃棄物処理計画では、令和2年度の目標値を次表のとおり設定しています。

「福井県廃棄物処理計画」に基づく施策を着実に推進するためには、県民全体で推進していくという

機運づくりが重要であり、そのため、女性団体や消費者団体等と協力し全県的な啓発活動等を展開します。

また、一般廃棄物の排出状況や処理体制等は各市町によって異なることから、市町間での共有化を図るための情報を提供したり、全県的な運動を主体的に展開したりします。

産業廃棄物については、各業界団体や一般社団法人福井県産業資源循環協会と定期的な意見交換を行うなど協力体制を強化します。

表 3-1-5 「福井県廃棄物処理計画」の目標値

目 標 値	指 標	平成 25 年度	令和 2 年度
		現 状	目標値（予測値）
目 標 値	一人一日当たりごみ排出量	906 g	863 g（975 g）
	一般廃棄物のリサイクル率	17.0%	20.0%（14.1%）
	産 業 廃 棄 物 排 出 量	2,895 千 t	2,895 千 t（2,810 千 t）
	産業廃棄物の再生利用率	45.1%	45.6%（46.1%）

②ごみの減量化・リサイクルの推進

ア ごみの分別強化、紙類のリサイクル

燃やせるごみの約5割を占めると推計される紙類については、「雑がみの分別回収運動」により、リサイクルを促進していきます。

平成 28 年度から、県、市町、住民代表による「福井県ごみ減量化推進会議」を開催し、各市町において、「雑がみ分別回収アクションプログラム」に基づき、民間回収拠点の活用を推進していくなど、住民が行政回収・拠点回収・集団回収のいずれかにより、雑がみを分別して持ち込める体制を整えることで、全県下で「雑がみ分別回収運動」に取り組んでいます。

令和 2 年度は市町が啓発活動に利用するための雑がみ分別ちらしを作成・配布し、ごみ減量化およびリサイクルの推進を図りました。

イ おいしいふくい食べきり運動

県では、食品廃棄物の減量化と食品ロスの削減のため、全国に先駆けて「おいしいふくい食べきり運動」を平成 18 年度から実施しています。

「おいしいふくい食べきり運動」を進めるため、令和 3 年 1 月末現在、1,096 店の飲食店等が「食べきり運動協力店」として、小盛メニュー設定や持ち帰りパックの提供などに取り組んでいます。また、166 店の食品小売店が「食べきり家庭応援店」として、必要な分量を買い求められるよう、ばら売り・量り売りの充実や食べきりレシピ提供などの家庭における食べきり運動のバックアップを実施しています。

また、本県の活動の特徴として、平成 25 年度から消費者団体である福井県連合婦人会と共同して啓発活動を行っています。

現在、約 120 名の食べきり推進員を中心に、それぞれの地域において、飲食店や企業に対する働きかけ、地域イベントでの住民への啓発を行っています。

特に好評なのが、保育園での食べきり運動学習会です。学習会では、寸劇、紙芝居、絵本の読み聞かせ、食べきり運動のうたのダンスなどを実施し、子どもたちが楽しみながら、食べ物や食べきることの大切さがわかるような内容にしています。また、子どもたちが家に帰ってから、ちらしなどを見せながら両親や祖父母に報告してもらうことで、家族全員が「食べきり運動」を知ってもらう効果もあります。

また、平成 29 年度には、県が提案した「おいしいふくい食べきり推進施策モデル」を基に、各市町において食品ロス削減のための「おいしいふくい食べきりアクションプラン」を作成しました。「福井県ごみ減量化推進会議」では、各市町がこのプランを着実に実施することを申し合わせています。

平成 30 年度からは、「おいしいふくい食べきり運動」に賛同するとともに、「食べきりオーダーシート」を用いて、男女比や年代、料理の分量の要望をお店に伝えることで適量注文を行う企業や団体を「おいしいふくい食べきり実践企業」として登録しています。

令和 2 年度には、昨年度に引き続き、外出時の食べきり実践を促すため、「食べきり運動協力店」で食べきった場合に提供するシールを集めるとプレゼント抽選に応募できる「おいしいふくい食べきり実践キャンペーン」を実施しました。

◆第2部 分野別施策の実施状況



全国共同キャンペーンちらし

このほか、外出時に加え、家庭での食べきり実践を促進するため、「おいしいふくい食べきり運動」を実践してきた連合婦人会から食べきりのコツを収集した「おいしいふくい食べきり実践手帳」を食べきり家庭応援店などで配布をしました。

飲食店などの食事を提供する側だけではなく、企業や個人など注文する側からの運動も展開するなど、県と市町が共同して食品ロス削減施策を実施しています。

ウ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

「おいしい食べきり運動」発祥県の本県から全国の自治体に呼びかけ、北海道から沖縄県まで44都道府県、201市区町村の自治体により、平成28年10月10日に「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が設立されました。令和3年1月末現在、参加自治体数は429までに増えています。

現在、協議会の活動として「情報共有・発信」と「全国共同キャンペーン」を実施しています。「情報共有・発信」として、各自治体の実施している「おいしい食べきり運動」の施策内容を「食品ロス削減のための施策バンク」としてとりまとめ共有しています。334施策の詳細な内容やノウハウなどをホームページでも発信しています。

また、「全国共同キャンペーン」として、10月には家庭での「おいしい食べきり」を呼びかけ、12月から1月には、外出時の「おいしい食べきり」を呼びかけています。

令和2年度は特に新型コロナウイルス感染予防対策を呼びかけ、キャンペーンを実施しました。

令和元年度には、10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体・事業者等の連携協力が求められる中、「おいしい食べきり運動」の活動に賛同する全国規模の企業と協議会が共同宣言を行い、食品ロス削減に向け運動をさらに強力に推進していくこととしました。

現在、5社の民間企業（イオン株式会社、株式会社セブン&アイ・フードシステムズ、ワタミ株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、ロイヤルホールディングス株式会社）と共同宣言を行い、今後も民間企業との連携を広げていくとともに、協議会参加の自治体や県内の市町、団体と協力し、幅広い世代に対して「おいしいふくい食べきり運動」の普及啓発を進めていきます。

エ リペア・リユース推進事業

修理ボランティアに対する支援や修理事業者の利用促進を通じて、「ものを大切にする」意識の普及を図るため、おもちゃや洋服・ぬいぐるみを修理するボランティアの養成講座やリユースイベント実施団体への補助、修理事業者「まちの修理屋さん」の利用促進を行っています。

令和2年度には、総合リユースイベント「わくわくもったいないランド2020」において、古本市、おもちゃ病院、まちの修理屋さんによるお手入れ講座を同時に開催しました。



わくわくもったいないランド2020

おもちゃの修理については、平成23年度より、おもちゃの修理ボランティア「おもちゃドクター」の養成に取り組んでおり、これまでに、初心者対象の養成講座を24回開催し、延べ400人が受講しました。

昨年度からは、洋服やぬいぐるみの補修を行うボランティア「洋服・ぬいぐるみお直し隊」の養成にも取り組んでおり、今後ボランティア団体として活動していけるよう支援していきます。

まちの修理屋さんについては、総合リユースイベントにおいて、お手入れ方法の講座や無料メンテナンスなどを実施しました。

オ 海岸漂着物の回収・処理

本県は、約415kmの海岸線を有しており、年間を通して多くのごみが漂着しています。漂着するごみとしては、ペットボトルや容器包装等の日常生活から発生したものが最も多く、その他に木くずや葦等があります。また、国外から発生したと思われる大量のポリ容器等が漂着することもあり、ボランティアや地元自治体だけでは簡単に回収・処理できない事例も多くなってきています。

本県の美しい海岸線の良好な景観や環境を守るため、国の海岸漂着物処理推進法や「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、海岸管理者等と県、市町、民間団体等が共働し、計画的かつ効率的に海岸漂着物等の回収・処理を進めています。

コラム 家庭で眠っている食品はフードドライブへ！

フードドライブとは、家庭で余っている未利用食品をイベントなどの会場で回収し、子ども食堂や福祉施設などに寄付する活動です。県が令和2年9月から10月にかけて実施したフードドライブでは、297点の食品を県内の子ども食堂などに提供しました。

ご家庭でいただきものや、買いすぎてしまったものなど、開封しないまま眠っている食品はありませんか？

食品ロスを削減するため、ぜひフードドライブにご協力ください！

<寄付いただきたい食品の例>

・お米 ・乾麺 ・缶詰 ・調味料 ・レトルト食品 ・インスタント食品 など

<フードドライブで集めた未利用食品の流れ>



家庭で余っている
未利用食品



イベント会場など
で回収



集められた食品は子ども
食堂や福祉施設などへ寄
付されます。

◆第2部 分野別施策の実施状況

③容器包装廃棄物、家電製品、自動車のリサイクル推進体制の確立

ア 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の容積比で約6割を占める缶、びん、ペットボトルなどの容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、平成9年4月から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が施行されました。平成12年度からは同法が完全施行され、それまでの缶、びん、ペットボトルおよび紙パックに加え、その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装およびダンボールが同法の対象となりました。

平成18年12月には容器包装リサイクル法が一部改正され、事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入や事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設などが盛り込まれました。

県では、令和元年度に「第9期福井県分別収集促進計画^{*1}」を策定し、県民に対する容器包装廃棄物の排出抑制や市町における容器包装廃棄物の収集品目の拡大を図る等の取組みを進めています。

イ 家電リサイクル法

家電製品のリサイクルを推進するため、平成13年4月から「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が施行されています。この法律は、家電製品の小売業者に引取義務を、製造業者等（家電メーカー、家電輸入業者）に再商品化等（リサイクル）の義務を課し、消費者に収集・再商品化等に要する費用の負担を求めるものです。

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機およびエアコンの4品目が対象になっています。

県では、消費者（排出者）、小売店に対して、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むよう普及啓発を進めています。また、廃家電の不法投棄への監視にも力を入れていきます。

ウ パソコンリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に基づき、家庭系パソコンのリサイクルが始まりました。これまで自治体が回収・処理していた家庭用使用済パソコンを製造等事業者（パソコンメーカー等）が自主回

収および再資源化を行い、消費者は収集・再資源化に要する費用を負担するものです。

エ 小型家電リサイクル法

平成25年4月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行され、家庭の電気や電池で動く小型家電（携帯電話、デジカメ、ドライヤー、ゲーム機など）を市町が回収し、国の認定を受けたリサイクル事業者等が再資源化する「小型家電リサイクル制度」が始まりました。これまで使用済小型家電は、市町において廃棄物として処分され、その中に含まれる有用な金属が十分に回収されていませんでしたが、この制度のスタートにより、使用済小型家電の回収や再資源化が進められることとなりました。

表 3-1-6 容器包装廃棄物の分別収集取組状況
(令和2年3月末現在)

区 分		取組市町数 (令和元年度 現在)	令和2年度 見 込
びん類	無 色	全市町	全市町
	茶 色	16	16
	その他の色	全市町	全市町
缶類	スチール缶	全市町	全市町
	アルミ缶	全市町	全市町
プラスチック類	ペットボトル	全市町	全市町
	プラスチック製 容器包装	15	15
紙類	飲料用紙パック	15	15
	段ボール	全市町	全市町
	その他の紙製容器 包装	15	15

^{*1} 福井県分別収集促進計画：各市町が策定する「市町村分別収集計画」を踏まえ、県全体の容器包装廃棄物の発生見込量および容器包装廃棄物の分別収集の促進等について定めるもの。

オ 自動車リサイクル

年間約 330 万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。しかし、産業廃棄物処分場の逼迫や従来のリサイクルシステムの機能不全により、不法投棄・不適正処理の懸念がもたれていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)が平成 14 年 7 月に制定されました。平成 17 年 1 月からリサイクル料金の預託や電子マネーフェストによる移動報告が開始されるなど、本格施行されています(解体業等の許可制度は平成 16 年 7 月から先行施行)。

法施行に伴い、関係事業者の電子情報による使用済自動車の移動報告および「フロン類」、「エアバック類」の回収や「廃タイヤ」、「バッテリー」等の適正処理が行われ、これらに必要な費用を自動車の所有者が負担することとされました。令和元年度に本県において引取業者に引き渡された使用済自動車は、約 2 万 7 千台あり、この使用済自動車はフロン類回収業者、解体業者および破砕業者等に引き渡されました。

今後とも、使用済自動車のリサイクル・適正処理を推進するため、関係事業者に対する監視指導を適切に行っていきます。

表 3-1-7 自動車リサイクル法関連事業者の種別
(令和 2 年 3 月末現在)

業 種	事 業 内 容	事業者数
引 取 業	使用済自動車の引取りを行う登録業者	295 件
フロン類回収業	カーエアコンからフロン類を回収する登録業者	79 件
解 体 業	エアバック類を回収するとともに、バッテリー、タイヤ、廃油・廃液等を再資源化基準に従って適切な解体を行う許可業者 (基準に従って解体を行った場合のみ、使用済自動車からの部品取りを行うことができる。)	21 件
破 砕 業	解体された使用済自動車を破砕するため、プレス・せん断など破砕前処理を行う許可業者および解体された使用済自動車を破砕する許可業者	9 件

※事業者数は福井県で登録・許可を受けている業者数であり、福井市で登録・許可を受けている事業者数は含みません。
(福井市は平成 31 年 4 月 1 日に中核市に移行)

④下水汚泥有効利用促進【河川課】

下水道の普及拡大に伴い、下水汚泥は年々増加しており、下水汚泥の減量化とリサイクルを推進しています。

福井県では 9 市 8 町 1 事務組合で下水道による汚水処理を行っており、令和元年度に発生した下水汚泥約 37,000 t のうち 84% をセメント原料、肥料、建設資材などに有効利用しています。

今後とも下水汚泥の有効活用に積極的に取り組んでいきます。

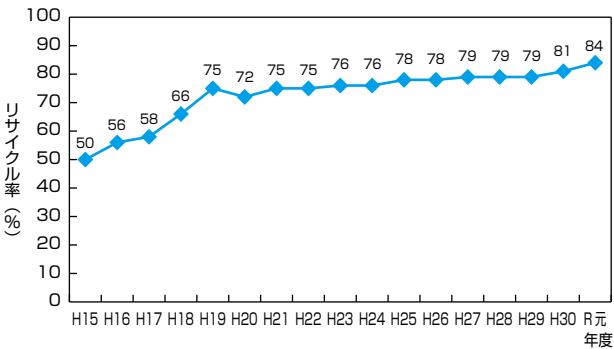


図 3-1-8 下水汚泥リサイクル率の推移

分野別施策の実施状況
循環型社会の推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 建設リサイクル【土木管理課】

①建設リサイクルの現状

建設工事から発生する廃棄物の本県におけるリサイクル率は全体で9割を超えています。

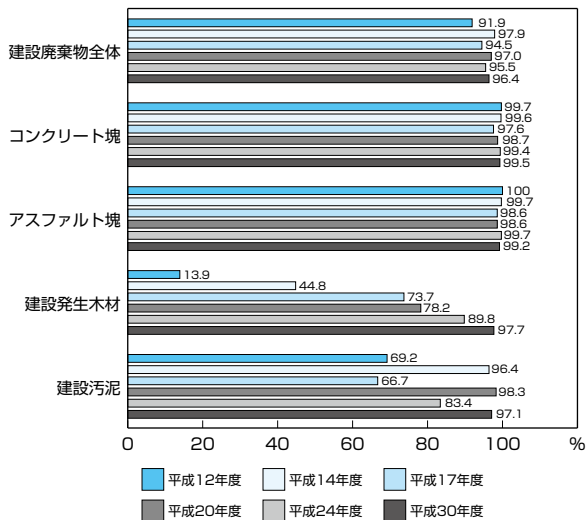


図 3-1-9 建設廃棄物のリサイクル率

②法律制定の背景

建設工事から発生する廃棄物は種類が多く、本県では産業廃棄物全体の約2割を占めており、分別しなければごみとして最終処分されることになります。また、全国的にみても最終処分場の残存容量はあともわずかとなっています。

さらに、昭和40年代の高度経済成長期に大量に建設された建築物が今後更新期を迎えることから、解体による廃棄物の排出量の増加が予想されます。

このため、廃棄物の分別・リサイクルおよび適正処理をより一層促進させることを目的に、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が、平成14年5月30日から全面施行されました。

③法律の概要

この法律は、下記の3つの柱から成り立っており、発注者（施主）による工事の事前届出の他、元請業者から発注者への再資源化完了報告などが義務付けられています。

- ①分別解体・リサイクルの義務付け
- ②分別解体・リサイクルの実施を確保するための措置
- ③解体工事業の登録制度の創設

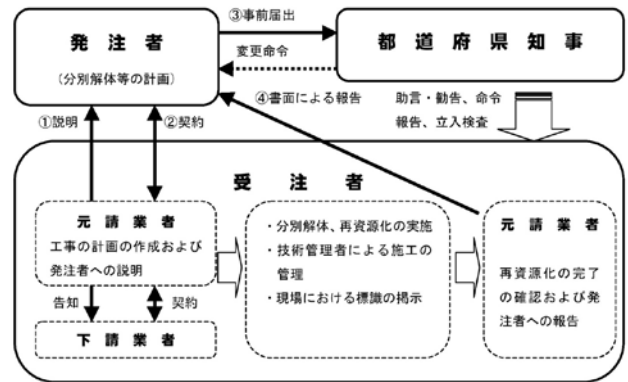


図 3-1-10 分別解体・リサイクル実施の流れ

④建設リサイクルの促進

法の実効性を確保するため、日常のパトロールに加え、年2回、施工中の工事現場を対象に、県内一斉パトロールを実施しています。

また、建設リサイクルを総合的に推進するため、県内の国、県、市町の工事発注機関、建設業団体等からなる「建設副産物対策連絡協議会」において、廃棄物の利用実態の把握と情報交換を進め、リサイクル率の向上に取り組んでいます。

(4) 食品リサイクル【循環社会推進課】

①食品廃棄物の現状

食品廃棄物は、食品の製造の段階で発生する動植物性の残さが産業廃棄物に分類され、食品の流通段階（スーパー等）や消費段階（レストラン・家庭等）で発生する売れ残り、調理残、食べ残し等が一般廃棄物に分類されます。

一般廃棄物の生ごみの大半が、市町等の施設において焼却処理される中、池田町、美浜町および若狭町では行政が中心となって、回収・堆肥化に取り組んでいます。

また、NPO法人や民間事業者による生ごみのリサイクルも行われています。

②食品リサイクル法

平成19年12月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が改正され、食品廃棄物の発生量が100t以上の事業者は、毎年度、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられました。

また、再生利用事業計画の認定制度の見直し等の措置が講じられました。

平成24年4月に暫定的に設定をした食品廃棄物

等の「発生抑制の目標値」に関して、業種の追加を行い、平成26年4月から26業種について発生抑制の目標値を設定し、さらに平成27年8月より5業種の目標値を追加しました。

平成30年度における食品循環資源の再生利用等実施率は、業種別に食品製造業で95%、食品卸売業で62%、食品小売業で51%、外食産業で31%となっています。

（5）未利用有機性資源等の活用【流通販売課】

農業による環境への負荷を軽減するとともに、より安全で安心な農産物の生産拡大を図るため、化学肥料や化学合成農薬の投入を抑えた生産技術の普及と併せ、家畜排せつ物や生ごみ等の未利用有機性資源を堆肥化し、利活用するエコ農業を推進しています。この中で、地域で発生した家畜排せつ物や籾殻などの資源を、その地域で堆肥化し、利活用する効率的な取組みを進めています。

また、有機性資源の活用による土づくりを行い、化学肥料や化学合成農薬の使用を削減するエコ農業に取り組む農業者の育成を図るため、グループでエコ農業に取り組む生産者の支援や、特別栽培農産物の認証制度の普及推進、生産者と消費者の相互理解の促進を図っています。

コラム 福井県特別栽培農産物認証制度

県では、より安全・安心な農産物の生産を目指して、化学合成農薬や化学肥料の使用を極力抑えた（慣行栽培の5割以上削減）「特別栽培農産物」について、平成13年4月から独自の基準を設けて認証しています。



認証区分①



認証区分②



認証区分③



認証区分④

福井県特別栽培農産物認証制度の実績

年度	農家数(戸)	面積(ha)
H20	544	1,023
H21	684	1,202
H22	721	1,371
H23	731	1,597
H24	880	2,015
H25	834	1,940
H26	789	1,794
H27	829	2,079
H28	858	2,223
H29	832	2,199
H30	768	2,031
R1	661	1,706

◆第2部 分野別施策の実施状況

2 産業廃棄物の3R促進【循環社会推進課】

(1) 県内の発生状況

(注) 産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施しています。調査は5年ごとに実施しており、直近のデータは、平成30年度の値です。

①県内総排出量

平成30年度に本県で発生した産業廃棄物は、2,943千tであり、平成25年度の2,895千tと比較すると、約1.6%増加しています。

②種類別排出量

産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥の発生量が最も多く、1,576千t（全排出量の54%）、次いで、がれき類553千t（19%）、ばいじん270千t（9%）、廃プラスチック類148千t（5%）、木くず87千t（3%）の順で、この5種類で全体の約90%を占めています。

③業種別排出量

産業廃棄物の排出量を業種別にみると、製造業が最も多く、1,195千t（全排出量の41%）、次いで、建設業753千t（26%）、水道業520千t（18%）の順となっており、この3業種で85%を占めています。

(2) 処理処分状況

①発生からの処理処分状況

排出量2,943千tの処理処分状況は、再生利用量1,292千t（44%）、減量化量1,571千t（53%）、最終処分量81千t（3%）等となっています（図3-1-13）。

平成25年度と比較すると、再生利用量の割合が減少（45%→44%）し、最終処分量の割合が増加（2%→3%）しています。

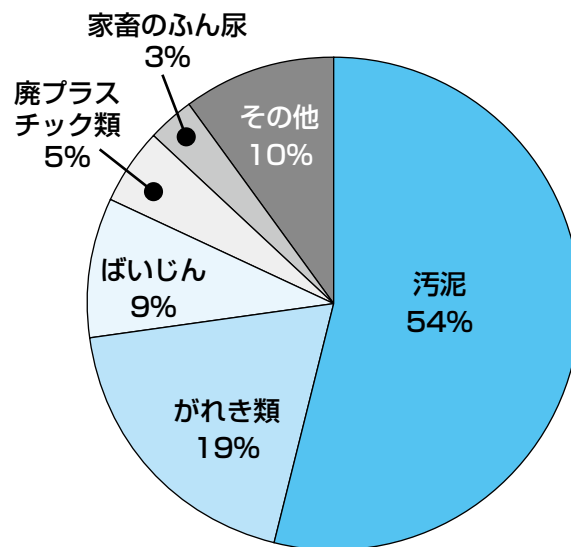


図3-1-11 種類別排出量構成比（平成30年度）

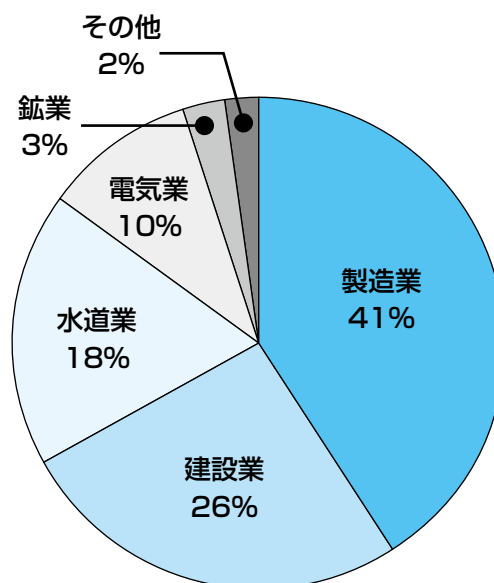
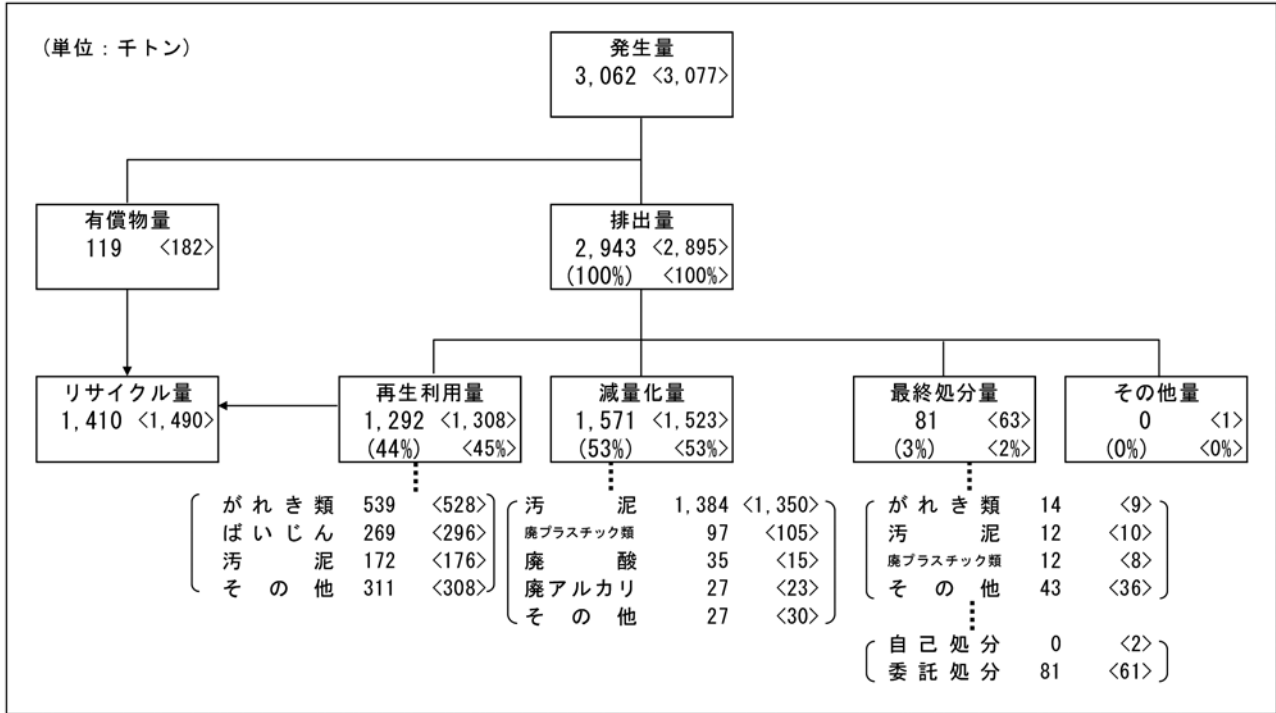


図3-1-12 業種別排出量構成比（平成30年度）



注1:< >内は平成25年度値

注2:廃棄物の種類別内訳の数字は、減量化のみ無変換で算出しており、再生利用量、最終処分量の数字は変換した数字で算出している。

図 3-1-13 平成 30 年度処理処分状況

②種類別処理状況

汚泥については、1,576 千 t の排出量がありますが、88%が減量化され、最終処分量は 1 %となっています。

がれき類については、553 千 t のうち 97%が再生利用されています。

廃プラスチック類では、148 千 t のうち 66%が減量化されています。

最終処分量を種類別にみると、汚泥、廃プラスチック類、がれき類が 14 千 t で最も多く、次いで、ガラス陶磁器くずが 6 千 t の順となっています。

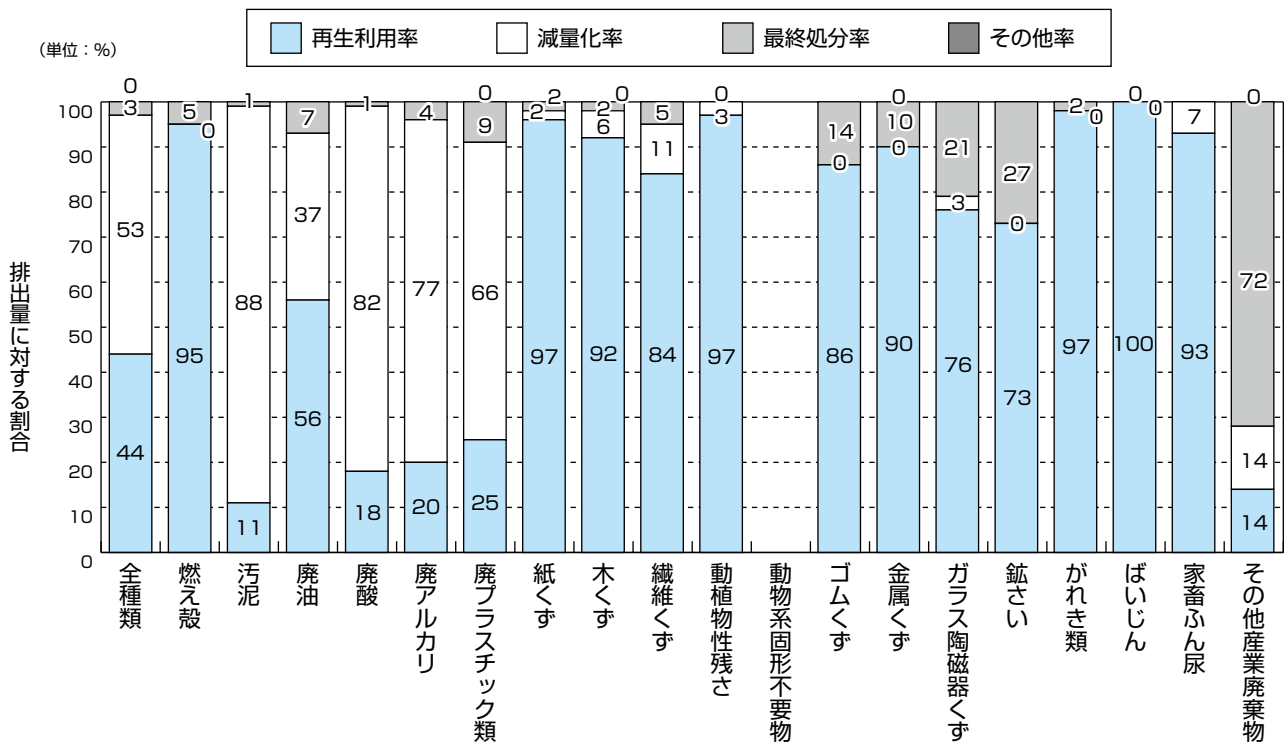


図 3-1-14 種類別処理状況 (平成 30 年度)

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しています。「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が「自ら処理する場合」と「許可を持っている処理業者に処理を委託する場合」とがあります。

実際には、排出事業者が自ら中間処理施設や最終処分場を設置することは少なく、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託しています。

本県における産業廃棄物処理業の許可件数は、令和2年3月末現在2,174件で、業の種類別では、収集運搬業（特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む。）の許可は2,021件と全体の約93%を占めています。

表 3-1-15 産業廃棄物処理業許可件数（令和2年3月末現在）

許可区分	収集運搬	中間処理(処分)	最終処分	中間処理・最終処分	計
産業廃棄物	1,789	142	2	2	1,935
特別管理産業廃棄物	232	7	0	0	239
合 計	2,021	149	2	2	2,174

(4) 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第15条の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可件数は、令和2年3月末現在

156件です。令和2年度の産業廃棄物処理施設の新たな設置許可はありませんでした。

表 3-1-16 産業廃棄物処理施設設置許可件数（令和2年3月末現在）

種別	施設数（許可件数）	施設内訳（許可件数）
破碎施設	77 施設 （ 85 件）	廃プラスチックの破碎施設 （13 件） 木くず、がれき類の破碎施設 （72 件）
焼却施設・シアン分解施設	17 施設 （ 47 件）	汚泥の焼却施設 （9 件） 廃油の焼却施設数 （9 件） 廃プラスチックの焼却施設 （14 件） その他の焼却施設 （14 件） シアン分解施設 （1 件）
最終処分場	11 施設 （ 11 件）	最終処分場（安定型）*1 （7 件） 最終処分場（管理型）*2 （4 件）
その他	9 施設 （ 13 件）	汚泥の脱水施設 （7 件） 廃油の油水分離施設 （3 件） 廃酸・廃アルカリの中和施設 （2 件） 汚泥の乾燥施設 （1 件）
合 計	114 施設 （156 件）	

（注）1 施設が複数の許可を有する場合があるため、施設数と許可件数は一致しない。

*1 最終処分場（安定型）：廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、がれき類など変化しない安定した廃棄物で、土壌・砂れき類等と同じで何ら環境を汚染しないものとして処分できるものを埋め立てる処分場。

*2 最終処分場（管理型）：埋め立てられた時に分解、溶出等の変化を伴い、環境を汚染することがあるため、十分な管理が行えるように処理して処分するための処分場。紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん、汚泥などを処分する。

(5) 減量化・リサイクルへの取組み

産業廃棄物の減量化やリサイクルを達成するには、排出事業者の自主的な取組みが重要です。そこで、産業廃棄物の発生量が年間 500 t 以上（特別管理産業廃棄物の場合は年間 50 t 以上）である事業場を設置している事業者（多量排出事業者）を対象に、廃棄物の処理計画の策定および実施状況の報告を求め、事業者の自主的な取組みを促しています。また、事業者を対象にした研修会を開催し、減量化・リサイクルに関する先進的な事例やリサイクル認定製品制度を紹介し、啓発を行っています。

そのほか適正処理を推進する観点から、産業廃棄物の適正処理の手続きを解説したパンフレットを作成・配布するほか、主に中小規模の排出事業者を対象に、適正処理に関する手続きをわかりやすく解説する講座を開催しています。

(6) リサイクル製品の利用拡大

リサイクル製品の活用は、埋立処分場の延命化やバージン原材料の節約など、循環型社会の推進に大きく貢献することになります。

そこで県では、リサイクル製品の利用促進およびリサイクル産業の育成を図り、資源循環型社会を推進していくため、主に県内で発生する再生資源を利用して製造される製品を認定する「福井県リサイクル製品認定制度」を運用しています。

平成 11 年 12 月の施行から 21 年目を迎え、令和 3 年 1 月末現在で 41 製品を認定しています。

リサイクル製品普及促進のため、県の公共工事等において、地域から発生した再生資源を活用した製品を同一地域内で積極的に利用しているほか、市町や国の出先機関にも積極的な活用を呼びかけています。

また、「フクイ建設技術フェア」などのイベントへの出展や県庁ホールでの展示およびホームページによる広報等を行うとともに、平成 28 年度からは県内の各健康福祉センターにおいて開催される廃棄物処理事業者向けの講習会において、リサイクル製品の PR や認定制度の説明を行っています。

今後も、リサイクル認定製品がさらに広く普及するよう取り組んでいきます。



福井県認定
リサイクル製品